

保証対象資金と保証料率

各資金のご利用については、お近くのJA等融資機関へお問い合わせください。

また、保証料率の適用（優良・基本等）を詳しくお知りになりたい方は、当協会までお問い合わせください。

（平成28年12月1日現在）

資 金 名	保証料率（年率％）	
農業近代化資金 （融対物以外の担保又は第三者保証有）	優良	0.152
	基本	0.250
農業近代化資金 （融対物以外の担保及び第三者保証無）	優良	0.302
	基本	0.400
農業経営改善促進資金 （融対物以外の担保又は第三者保証有）	優良	0.202
	基本	0.300
農業経営改善促進資金 （融対物以外の担保及び第三者保証無）	優良	0.452
	基本	0.550
農業経営改善促進資金 （無担保無保証人特別保証事業対象）		0.300
農業経営負担軽減支援資金 （融対物以外の担保又は第三者保証有）		0.500
農業経営負担軽減支援資金 （融対物以外の担保及び第三者保証無）		0.900
大家畜・養豚特別支援資金 （融対物以外の担保又は第三者保証有）		0.500
大家畜・養豚特別支援資金 （融対物以外の担保及び第三者保証無）		0.900
畜産経営改善緊急支援資金 （融対物以外の担保又は第三者保証有）		0.500
畜産経営改善緊急支援資金 （融対物以外の担保及び第三者保証無）		0.900
家畜疾病経営維持資金 （融対物以外の担保又は第三者保証有）		0.550
家畜疾病経営維持資金 （融対物以外の担保及び第三者保証無）		0.700
畜産経営体質強化支援資金	優良	0.480
	基本	0.560
アグリマイティー資金	優良	0.382
	基本	0.480
農機ハウスローン	優良	0.382
	基本	0.480
アグリスーパー資金		0.600
営農ローン		0.700

資 金 名	保証料率（年率％）	
農林中央金庫農業振興資金（農業協同組合）	0.400	
農林中央金庫農業振興資金（農業法人）	優良	0.382
	基本	0.480
アオギン農業資金	優良	0.382
	基本	0.480
みちのく銀行アグリローン	優良	0.382
	基本	0.480
東奥信用金庫農業ローン	優良	0.382
	基本	0.480
青い森しんきんアグリローン	優良	0.382
	基本	0.480
商工中金アグリローン	優良	0.382
	基本	0.480
農業経営維持対策資金	0.400	
農外事業資金	0.400	
賃貸住宅ローン	0.300	
住宅ローン（一般型）（農業者等）	1区分	0.110
	2区分	0.110
	3区分	0.290
住宅ローン（一般型）（農業者等以外）	1区分	0.130
	2区分	0.150
	3区分	0.290
住宅ローン（100%応援型）（農業者等）	1区分	0.130
	2区分	0.170
	3区分	0.290
住宅ローン（100%応援型）（農業者等以外）	1区分	0.130
	2区分	0.190
	3区分	0.290
住宅ローン（借換応援型）（農業者等）	1区分	0.110
	2区分	0.110
	3区分	0.290
住宅ローン（借換応援型）（農業者等以外）	1区分	0.130
	2区分	0.150
	3区分	0.290
リフォームローン（一般型A）	0.500	
フリーローン（一般型A）	0.700	

資 金 名	保証料率（年率％）
マイカーローン（一般型A）	0.600
マイカーローン（リピーター型）	0.550
教育ローン（一般型A）	0.500
カードローン	1.400
カードローン証書切替資金	1.400
生活向上資金	0.400

農業者の6次産業化に向けた取り組み支援

6次産業化の取り組みに必要な資金についても、農業信用保証保険制度の対象となりますので、基金協会の保証を利用することができます。

なお、ご利用にあたっては、お近くのJA等融資機関へお問い合わせください。

6次産業化とは、農林漁業者がこれまでの原材料供給者としてではなく、自ら連携して加工（2次産業）、流通や販売（3次産業）に取り組み経営の多角化を進めるものです。

農業信用基金協会の保証対象者である農業者等が行う、六次産業化・地産地消法（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号））第5条第1項の総合化事業計画の認定を受けた事業（※1）や株式会社農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）の出資を受けた事業（※2）について、その事業に必要な資金は農業信用保証保険制度の対象となります。

（※1）農林水産大臣は、農林漁業経営の改善を図るために農林漁業者等が行う総合化事業について、計画の認定を行います。総合化事業とは、以下のいずれかに該当するものです。

- ・自らの生産に係る農林水産物等をその不可欠な原材料として用いて行う新商品開発、生産又は需要の開拓
- ・自らの生産に係る農林水産物等について行う新たな販売の方針の導入又は販売の方式の改善
- ・これらを行うために必要な生産の方式の改善

（※2）A-FIVEは、6次産業化事業体（※1の認定事業者）に対して、サブファンドを経由した間接出資や、A-FIVEによる直接出資・融資（資本性劣後ローン）により支援を実施した事業をいいます。